

水源の監視及び水質異常時の対応関係通知（抜粋）

目次

- (1) 「水道水質管理計画の策定について」(平成4年12月21日衛水第269号各都道府県知事あて厚生省生活衛生局水道環境部長通知)
- (2) 「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」(平成4年12月21日衛水第270号各都道府県水道行政担当部(局)長あて厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知)
- (3) 「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(平成15年10月10日健水発大1010001号各都道府県・政令市・特別区水道行政担当部(局)長あて厚生労働省健康局水道課長通知)(抜粋)

水道水質管理計画の策定について

(平成4年12月21日)

(衛水第269号)

(平成16年改正)

(各都道府県知事あて厚生省生活衛生局水道環境部長通知)

水道水質に関する基準については、本職通知「水道水質に関する基準の制定について」(平成四年一二月二一日付衛水第二六四号)により指示したところであるが、基準の見直しに伴う項目の増加・多様化、検査技術の高度化に対応して、管下水道事業者等が適正かつ計画的に水質検査を実施するとともに、体系的・組織的に水質管理目標設定項目等に係る水質の測定(以下「水質監視」という。)を行う必要がある。このため、左記事項に留意の上、管下水道事業者等と十分調整の上、標記計画を策定し、関係者に周知されるようお願いする。

記

- 1 計画は、各都道府県全域を対象とし、計画策定時より一〇～一五年後程度を目標年次とすること。また、必要に応じて中間目標年次を設けること。
- 2 計画は、基本方針、水質検査に関する事項、水質監視に関する事項及びその他の事項について定めるものとする。なお、その他の事項には、連絡調整体制に関する事項、検査担当者の技術向上に関する事項及びこれらに関連する事項が含まれるものであること。
- 3 水質検査に係る計画には、水質検査の実施主体、水質検査施設の整備について明らかにすること。その際、水道法第二〇条の規定の趣旨に則り、水道事業者等が水質検査に必要な検査施設を設置するとの原則を踏まえ、水道事業者等と十分調整するとともに、広域的水道整備計画、各水道事業者等の事業計画等との整合にも留意すること。
- 4 水質監視に係る計画には、水質監視の実施地点、水質監視の実施主体について明らかにすること。その際、体系的・組織的に水質監視が実施されるよう、水道事業者等、関係水質検査機関及び関係行政機関等と十分調整すること。
- 5 計画は、計画内容に係る諸条件に変化があった場合等必要に応じて適宜見直すものとする。

水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について

(平成4年12月21日)

(衛水第270号)

(最終改正平成24年3月5日)

(各都道府県水道行政担当部(局)長あて厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知)

標記計画の策定については、別途平成4年12月21日付衛水第269号厚生省生活衛生局水道環境部長通知により指示されたところであるが、なお、左記事項に留意の上、別添作成要領により水道水質管理計画(以下「計画」という。)を速やかに策定されるようよろしく願います。

記

1 基本方針

水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者(以下「水道事業者等」という。)の水道水質に係る管理の状況を踏まえたうえで、水質検査及び水質監視に係る体制、検査施設の整備等についての基本方針を明らかにすること。

2 水質検査に関する事項

(1) 水質検査に係る計画には、水道事業者等ごとに名称、検査の委託の状況及び今後の方針について記載すること。また、この際、各水道事業者等の水質検査計画との整合に留意すること。

記載例を別表第1に示す。

(2) 水質検査に係る計画の策定については、水道事業者等の現状を踏まえ、以下の事項に配慮すること。

① 水道事業者等は、水質検査を行うために必要な検査施設を自ら設置しなければならないものであること。ただし、地方衛生研究所等の地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託する場合はこの限りでないこと。

② 小規模な水道事業者等で単独に検査施設を設置することが困難である等の事情があるものについては、数事業者等が共同して検査施設を設置する等の方法を講ずるものとする。

③ 水道事業者等が水質検査を委託する場合であっても水質管理への対応が不十分とならないよう、突発水質汚染時等における危機管理への適切な対応、工程管理のための検査等のきめ細かな水質管理の徹底等が行われる体制を整備する必要があること。

3 水質監視に関する事項

(1) 水質監視に係る計画には、水質監視地点ごとに水源名、水質監視地点名及びその所在

地、実施主体、頻度並びに水質監視実施項目について記載すること。

記載例を別表第2に示す。

なお、水質監視地点の概略図を添付すること。

(2) 水質監視に係る計画の策定については、以下の事項に配慮すること。

① 水質監視地点は、水道事業者等が大規模に取水している主要水系毎に必ず設定することとし、都府県にまたがる水系の水質監視を行う場合には、関係都府県間で計画についての調整を図ること。また、地下水については、取水量の多い地域を含むよう監視地点を設定すること。なお、監視地点の設定に当たっては、地域的な偏在が生じないように十分留意すること。

② 水質監視は、関係する水道事業者等の間で協議の上、大規模水道事業者等が中心となって実施するよう留意することとし、水道事業者等による水質監視が困難な地域にあっては、必要に応じ都道府県等による行政的な調査等の実施により対処することが望ましいこと。

③ 水質監視は、原水について行うことを原則とするが、消毒副生成物については、当該監視地点に係る給水栓において水質監視を行うこと。

④ 水質監視は、水質管理目標設定項目（残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く。）について実施するほか、以下に掲げる項目を参考に地域の実情に応じて必要となる項目についても、適宜実施すること。

ア 原水の汚染の程度を表し、浄水処理等の工程管理のために有用となる別表第3に示す項目

イ 平成15年4月28日の厚生科学審議会答申「水質基準の見直し等について」において、毒性評価が定まらない若しくは浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準項目及び水質管理目標設定項目のいずれにも分類できない項目として整理された別表第4に示す要検討項目

なお、水質監視の実施と合わせて、水道原水の全項目検査を実施するよう留意されたいこと。

4 その他の事項

次に掲げる事項について記載すること。

(1) 計画の円滑な実施のための水道事業者等、関係水質検査機関及び関係行政機関等からなる体系的・組織的な連絡調整体制に関する基本方針を明らかにすること。

(2) 水質検査及び水質監視が適切に行われるよう、水質検査に係る講習会の実施等検査担当者の技術向上に関する計画を明らかにすること。

(3) 各種の微量化学物質の検査に対応できるよう、関係水質検査機関間での精度管理の実施に関する計画を明らかにすること。

(4) 適切な浄水管理の実施等水質検査及び水質監視の結果に基づき、必要となる対応方針を明らかにすること。

別表第1

名称	検査の委託の状況	今後の方針	備考
〇〇水道事業	なし	現状に同じ	
××水道事業	毎日検査・毎月検査以外の項目	平成〇〇年を目途に××地域共同水質検査センターを設置予定	
△△水道用水供給事業	なし	現状に同じ	
□□専用水道	毎日検査以外の項目	現状に同じ	

別表第2

水源名	水質監視地点名及びその所在地	実施主体	頻度	水質監視実施項目	備考
〇〇川	〇〇浄水場取水口所在地	〇〇水道事業	年4回	水質管理目標設定項目、アンモニア態窒素、BOD、UV吸光度、SS、THM生成能	
××市第1深井戸	××市第1深井戸所在地	××水道事業	年4回	水質管理目標設定項目	

別表第3

番号	項目
1	アンモニア態窒素
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)
3	化学的酸素要求量 (COD)
4	紫外線 (UV) 吸光度

5	浮遊物質量 (SS)
6	侵食性遊離炭酸
7	全窒素
8	全りん
9	トリハロメタン (THM) 生成能
10	生物

別表第4

番 号	項 目	目 標 値 (mg/L)
1	銀	-
2	バリウム	0.7
3	ビスマス	-
4	モリブデン	0.07
5	アクリルアミド	0.0005
6	アクリル酸	-
7	1,7-β-エストラジオール	0.00008(暫定値)
8	エチニル-エストラジオール	0.00002(暫定値)
9	エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)	0.5
10	エピクロロヒドリン	0.0004(暫定値)
11	塩化ビニル	0.002
12	酢酸ビニル	-
13	2,4-トルエンジアミン	-
14	2,6-トルエンジアミン	-
15	N,N-ジメチルアニリン	-
16	スチレン	0.02
17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L(暫定値)
18	トリエチレンテトラミン	-
19	ノニルフェノール	0.3(暫定値)
20	ビスフェノールA	0.1(暫定値)
21	ヒドラジン	-
22	1,2-ブタジエン	-
23	1,3-ブタジエン	-
24	フタル酸ジ (n-ブチル)	0.2(暫定値)
25	フタル酸ブチルベンジル	0.5(暫定値)
26	マイクロキスチン-LR	0.0008(暫定値)
27	有機すず化合物	0.0006※(暫定値)
28	ブロモクロロ酢酸	-
29	ブロモジクロロ酢酸	-
30	ジブロモクロロ酢酸	-
31	ブロモ酢酸	-
32	ジブロモ酢酸	-
33	トリブロモ酢酸	-
34	トリクロロアセトニトリル	-

35	ブロモクロロアセトニトリル	-
36	ジブロモアセトニトリル	0.06
37	アセトアルデヒド	-
38	MX	0.001
39	クロロピクリン	-
40	キシレン	0.4
41	過塩素酸	0.025
42	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	-
43	パーフルオロオクタン酸(PFOA)	-
44	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)	0.0001
45	アニリン	0.02
46	キノリン	0.0001
47	1, 2, 3-トリクロロベンゼン	0.02
48	ニトリロ三酢酸	0.2

※トリブチルスズオキサイドの目標値

別添省略

水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について（抜粋）

（平成 15 年 10 月 10 日）

（健水発第 1010001 号）

（最終改正平成 23 年 1 月 28 日）

（各都道府県・政令市・特別区水道行政担当部(局)長あて厚生労働省健康局水道課長通知）

水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号。以下「新基準省令」という。）、
「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成 15 年度厚生労働省告示第 261 号。以下「検査方法告示」という。）、
「水道法施行規則の一部を改正する省令」（平成 15 年厚生労働省令第 142 号）及び「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」（平成 15 年厚生労働省告示第 318 号。以下「残留塩素検査方法告示」という。）の制定については、平成 15 年 10 月 10 日付健発第 1010004 号にて厚生労働省健康局長より通知されたところであるが、これらの施行に当たっての留意事項と水道水質管理に関する基本的留意事項を併せて下記のとおりとりまとめたので、御了知の上、貴管下水道事業者等に対する周知指導方、よろしく御配意願いたい。

なお、平成 16 年 4 月 1 日付けをもって、厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水質検査にあたっての留意事項について」（平成 4 年 12 月 21 日付衛水第 268 号）、「水質基準を補完する項目に係る測定方法について」（平成 5 年 3 月 31 日付衛水第 104 号）、「簡易水道等における水質検査の頻度について」（平成 5 年 8 月 16 日付衛水第 177 号）、「水質基準に関する省令の施行に当たっての留意事項について」（平成 5 年 12 月 1 日付衛水第 227 号）、「「水質基準を補完する項目に係る測定方法について」等の一部改正について」（平成 11 年 6 月 29 日付衛水第 39 号、平成 11 年 12 月 27 日付衛水第 67 号、平成 12 年 9 月 11 日付衛水第 43 号、平成 12 年 12 月 26 日付衛水第 63 号）、本職通知「「水質基準を補完する項目に係る測定方法について」等の一部改正について」（平成 13 年 3 月 30 日付健水発第 34 号）及び「水質基準に関する省令等の一部改正について」（平成 14 年 3 月 27 日付健水発第 0327003 号）は廃止する。

記

第 1 （略）

第 2 水質異常時の対応について

- 1 水質検査の結果、水質基準を超えた値が検出された場合には、直ちに原因究明を行い、基準を満たすため下記 2 から 5 に基づき必要な対策を講じること。なお、水質検査結果に異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行うこと。
- 2 一般細菌及び大腸菌については、その水道水中の存在状況は病原微生物による汚染の可能性を直接的に示すものであるため、それらの評価は、検査ごとの結果を基準値と照らし

合わせて行うべきであり、基準を超えている場合には、水質異常時とみて直ちに別添 3 に従い、所要の措置を講ずる必要があること。また、塩化物イオンなど病原微生物の存在を疑わせる指標としての性格も有する項目(水道法施行規則第 15 条第 1 項第 4 号において省略が可能とされていない項目のうち、総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸及びホルムアルデヒド以外の項目をいう。)についても、その値が大きな変動を示した場合には、上記に準じて対応する必要があること。

- 3 シアン化物イオン及び塩化シアン並びに水銀及びその化合物については、生涯にわたる連続的な摂取をしても、人の健康に影響が生じない水準を基とし安全性を十分考慮して基準値が設定されているが、従前からの扱いを考慮して、上記 2 に準じて対応をとることが適当であること。
- 4 新基準省令の表中 1 の項から 30 の項までの上欄に掲げる事項のうち上記 2 及び 3 に示した項目を除いては、長期的な影響を考慮して基準設定がなされているが、検査ごとの結果の値が基準値を超えていることが明らかになった場合には、直ちに原因究明を行い所要の低減化対策を実施することにより、基準を満たす水質を確保すべきであること。基準値超過が継続すると見込まれる場合には、水質異常時とみて別添 3 に従い所要の対応を図るべきであること。
- 5 新基準省令の表中 31 の項から 50 の項までの上欄に掲げる事項については、その基準値を超えることにより利用上、水道水として機能上の障害を生じるおそれがあることから、検査ごとの結果の値を基準値と照らし合わせることにより評価を行い、基準値を超えていることが明らかになった場合には、水質異常時とみて別添 3 に従い所要の対応を図るべきであること。

第 3 (略)

第 4 その他留意事項

1 (略)

2 原水に係る水質検査の実施について

すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年 1 回は定期的に全項目検査(総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒド及び味を除く。)を実施し、また必要に応じて水質管理目標設定項目等についても検査を実施し、その結果を一定期間保存されたいこと。

3 水道水源の汚染源等の把握について

平常より、水源付近及びその後背地域について汚染源及び汚染源となるおそれのある工場、事業場等の有無及び種類並びに汚染物質の排出状況などの把握に努めること。また、そのために、必要に応じて関係行政機関などの協力を得るよう努めること。

4 汚染の早期発見及び連絡通報体制の整備について

水道水源が汚染されるおそれのある水道事業者等にあつては水源の監視を強化し、また必要に応じ水道原水による魚類の飼育、自動水質監視機器の導入を考慮するなど、毒劇物等による汚染の早期発見に努めること。また、水源の汚染又はそのおそれのある事実を発見したときは、直ちに適切な対策が講ぜられるよう平常より連絡通報体制を整備し、関係者に周知しておくこと。なお、必要に応じ、各水系ごとに関係水道事業者等及び関係行政機関の間の相互連絡通報体制を整えるよう努めること。

5～6 (略)

7 原水に係る指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査の実施について

水道原水におけるクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を把握するため、指針に基づき、できるだけ早期に原水に係る検査の実施体制の整備等につき必要な措置を講じ、定期的に原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施すること。

別添省略